選挙市民審議会
第３回全体審議会議事録

日　　時　２０１６年9月１５日（木）１７：３０－１８：５０
場　　所　衆議院第２議員会館　地下１階　第２会議室
出席委員　片木淳（共同代表）　小林幸治　山口あずさ
　　只野雅人（共同代表）　太田光征　小澤隆一　桂協助　田中久雄　林克明
　　三木由希子（共同代表）　大山礼子　桔川純子
事 務 局　城倉啓　岡村千鶴子　富山達夫

片木淳：それでは僭越ですけれど、司会をやれということですので、片木です。司会を務めさせていただきます。今日はあまり時間が無いということですので、早速内容に入らせていただきます。そこにプログラム、一枚目の紙にあります通り、今日は「政党政治について」ということで最初に只野共同代表より発題をいただきまして、引き続いて三木代表の方から発題ということで、ご見解を賜りたいと思います。両方一緒にやった後で、まとめて全体審議をするということで良いでしょうか。会場の都合で 18 時 45 分までにはここを出なきゃいかんということですので、ご協力よろしくお願いいたします。最後に事務局よりちょっと、いよいよ迫ってまいりました中間答申の体裁を説明しますので、これについても若干議論もしていただきたいと思います。少し時間を取っていただければと。それでは早速ですけれども、只野さん、よろしくお願いします。

只野雅人：只野です。よろしくお願いいたします。今日は、私の方レジメ等は用意していないんですけれども、「政党政治について何か発題せよ」というリクエストをいただきました。第２部門の方ですね、実は前回 8 月 18 日に集まりまして議論をしました。その時やはり私の方から発題をさせていただいたのが、約 20 年ほど前の政治改革についてですね。当時の第８次選挙制度改革の答申をちょっと批判的に読んで中間答申につなげていこうという話でして、おそらくそこの中心的なテーマが広い意味での政党政治ということと関わっていたかと思います。そこでの議論を紹介するような形での話をさせていただいて、第２部門として大まかにどういう方向をめざしているのかという紹介を兼ねたいという風には思います。基本的には議論を踏まえておりますけれど、私の個人的見解というのもいくつか混じっているかも知れません。

「政治改革を出発点に」というのは、やはり答申を出すときに何か最初に基盤になるものが必要だろうということで、現行の制度、特に衆議院議員の選挙制度の基盤になっているものを確認したかったから、こういうことになります。改めて答申を読んでみますと、当時第８次選挙制度審議会の答申の中で一番中心になっていたのが、中選挙区批判というものだったわけです。これは当然当時の政党政治に対する問題意識と言いましょうか、批判と言いましょうか、こういうものを含んでいたという風に思います。選挙制度の関係で言うと大きくは二つポイントがありまして、一つは政治腐敗。これが非常に大きな課題であったわけですけれど、その原因の一つが個人本位の選挙であるという視点ですね。もう一つが、政権交代が欠如していると。こういうことに随分と力点が置かれていたように思います。個人本位選挙はよくご存知のとおりだと思いますけれど、中選挙区の場合、どうしても自民党の候補者同士の同士討になってしまう。そうすると個人とか、同じ政党が同じ支持基盤を争うということで、いわゆる利益中心の選挙になりがちになる。政策中心にならないっていうわけですね。これが、金がかかる選挙につながり、さらには腐敗の源になっていると。こういうロジックが一つあるんだと思います。もう一つが、政党の勢力関係が固定化されているっていうわけです。特にこれは中選挙区の場合、選挙戦術が非常に重要になって、特に野党の場合複数候補を立てることが非常に難しいということもあったと思います。結果的に政権交代が欠けて政治に緊張感が欠けると。これもやっぱり腐敗を生み出す温床になっているという話があったと思うんですね。具体的に何を目指したかというと、一つが正に政策本位・政党本位の選挙にするという改革定案

です。第２部門で議論しています選挙制度の問題ですね。小選挙区比例代表併立制もその一つですが、特にここは選挙運動とか政党助成っていう面での関わりが強いのではないかという感じがいたします。もう一つ重要なのが政権交代と政権選択ということだと。それから三つ目としてやや付け足し的に多様な民意の反映も重要だと。こういう処方箋を出して今の選挙制度が作られたという経緯があるわけです。

これをどう見るかっていうことなんですけれども、一つ私も常々感じてますのは、最近も中選挙区復活論というのがあって、これはこれで理由が無いわけではないのでしょうけれども、やはり単純な中選挙区復活論というのは中々難しいだろうと。なぜ戻すのかっていう謂わば大義を見つけることが非常に難しいような気がいたします。これは前回ある程度確認できたような点だと思うんですけれど。一方で答申が当たっている部分というのがあるだろうという話も前回少しいたしました。例えば利益誘導の問題とか、候補者の共倒れの問題なんかですね。ただ一方で依然として今の小選挙区中心の仕組みの下でも政治とカネの問題っていうのは続いていますので、当時論じられた問題が選挙制度だけの問題だったのかという点も踏まえておく必要があるだろう。こういうことも前回議論をした点の一つだと思います。

もう一つ一番中心的な問題が、政党本位とか政策本位ということをどう受け止めるかという話です。政党中心ということは多分動かないことですね。制度上政党を位置づけるかどうかっていうことは関わりなく、議院内閣制という仕組みを採っていればどうしても政党の規律は強まるし、政党のプレゼンスは大きくなるだろうということは、中々動かせないのですけれど、政党中心はともかくとしてその中に個人をどう位置づけるか。個人の選択っていうことをどう考えるかということが、実はこの間第２部門の中では一つ論点になっている点かという風に思います。個人を選ぶとか、あるいは、個人を選ぶっていう選択肢を付加するっていうことをどう考えるかという問題ですね。一方では政党を育てる必要というのが当然あるわけです。ただ一方で政党の中で人を選ぶっていう要素が選挙制度を考える中では重要なんじゃないかと。両者は必ずしも二者択一ではないんじゃないかという話もしてまいりました。これは制度のしくみ方の問題でもあって、衆議院の選挙制度の中にそういう工夫したらどうだということも検討もしましたし、もう一つやや大きな問題としては衆議院と参議院のそれぞれの役割分担をどうするかという問題があって、ちょっとここは第２部門では十分詰めきれていないところです。

それからもう一つ、政党中心の選挙制度が政治改革で導入されましたけれど、やっぱりこれは特に私のやっている憲法の領域で言うと、選挙運動の自由と関わりが深い部分ですね。特に無所属候補の扱いなんかをどうするのかという話になります。政党本位をやめるのは難しいだろうというご批判も出てきそうですけれども、実は選挙運動の自由化っていう方向に舵を切っていくことで解消していく問題という側面があるような気がします。

その上で政党政治の現状を見ながら現行制度の何が問題なのかということも議論いたしまして、大きくは二つ挙げますけれど、一つは政党の得票と議席が大きく乖離している。自民党が特に小選挙区で議席を独占するという状況が続いています。これは問題だろうという点ではほぼ一致があるのですけれども、他方で難しいと思われるのは民意を測る物差しをどう考えるか。つまり政党の得票率ということだけで民意が語り尽くせるのかという問題がある気がいたします。さっきお話をした個人を選ぶ、例えば顔の見える代表を選ぶというのも一つの民意の表れかもしれません。

それからもう一つこの間議論に出てましたのが、例えば女性が少ないっていうことをどう考えるのか。これもやっぱり民意が反映されていないっていう一つの側面じゃないかと。多様な民意を考える物差しというのも、ちょっと幅広く捉える必要があるのかなと、これは特に私自身そんな風に思っています。

もう一つ深刻なのが、死票が多い。これは小選挙区の場合どうしても出てくる問題ですね。とは言え政権交代が機能していればある程度緩和されるんでしょうけれど実際にはそうなっていないと。多くの市民の方が多分自分の一票が生かされないという感覚をお持ちなんだろうと。特に具体的に選択肢が無いっていう感覚を持っている方は非常に多いような気がするんですね。これはどうも投票率の問題にも結びついてきます。多様な民意を反

映するっていうのを私たち基本的な方向では考えているんですけれど、多分その中で非常に重要になってくるのが有権者にどういう形で意味のある選択肢が提供できるのか。選挙制度がそこにどこまで貢献できるのかと、多分こういう話を中心に考えていくことになるかなという風に思います。

具体的な方向としてはやっぱり死票を少なくするっていう方向は必要だろうと。特に現在の小選挙区のように相対多数で議員を決めるっていう仕組みについては問題があるということでは一応ほぼ一致があると思います。ただその先は実は議論が分かれているところがありまして、例えばフランスとかオーストラリアの制度とかも取り上げて議論をしたんですけど、選挙区の少なくとも過半数を集めるような仕組みっていうのは有り得るんじゃないかと。小選挙区全部だめというよりは少し検討してみる必要があるんじゃないかと、一部にはこういうご意見もあってここは議論をしているところです。

他方では、さっきお話した政党の得票と議席の乖離。これはすごくシンボリックで重要な問題で、これを追求していくとできるだけ比例性を強めていく、比例代表の中でも比例性を強めていくという話になってくるんですけれども。一方で個人の選択っていう問題をどう考えるのかと。ちょっとそういう組み合わせの問題含め色んなご提案をいただいているところで、中々ちょっとここは今回具体的な提案まではまとめきれないかなという風な印象を持っています。

最後がさっきお話をしました今の政党本位の選挙制度、特に選挙運動の問題かなと私自身は思っているんですけれども、いわゆる候補者届出政党っていう要件を満たすと運動上非常にアドバンテージがあるわけです。政党本位で制度を仕組もうとすると政党っていうものを定義しなくてはいけない。そうすると定義からこぼれたものと政党に含まれるものの間にどうしても違いが出てきてしまいます。ただそこから弾かれてしまったものって結構大事なんじゃないかという意識を私たちは持っていまして、特に新しい芽がそこから生まれる可能性っていうのをできるだけ摘まない方が良いだろう。こういう気がします。ただ政党本位の制度を止めるというのは中々実際には難しいと思うんですね。ただしかしこれは、さっきちょっとお話しましたように、選挙運動の規制が強いっていうことと連動した問題のような気がします。例えば事務所何箇所とか、車何台まで、こういう規制があるわけですね。そうすると個人に上乗せして政党にも同じものを認めましょうという話も出てくるところですので、特に第１部門で議論されてます選挙運動の自由化の問題ですね。ここの関係というのは意識する必要があるのかなと。そんな風に思っております。

ちょっと第２部門の議論の紹介を兼ねてということですが、私の方からは以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。先ほど申し上げましたように、発題を三木さんに引き続きしていただいて、一括して質疑、ご議論をいただきたいと思います。それでは早速ですけれど三木さん、よろしくお願いいたします。

三木由希子：私の方からは極々簡単な、要はこんな論点があるのかなあということのお話としてレジメを用意させていただきました。多分色々な包括的なお話は只野さんからしていただけるという前提で考えておりましたのでご容赦ください。それと第３部門に関しては、特に政党について具体的に議論しているわけではまだないというところがありまして、今第３部門で議論しているのは地方選挙の選挙制度改革ということがテーマで、その中で政党や政策政治グループというものを一つ中心に据えた選挙制度というものの検討をしているというところです。ただしその先にある政党や政治グループが一体どういうものかっていうことの議論はしているわけではないというところなので、これからお話することはあくまでも私の個人的にこんなことを議論しないといけないんじゃないかなっていうことであります。

後、第３部門に関しては、一応事務局からの強いご希望もあって、政党助成金の問題についても検討するということになっているんですね。政党助成金の問題を検討するにあたっては、政党って一体何だっていう話をしないと何を改革するのかという焦点が定まらないという問題がありまして、そこで政党の問題については第３部門

がどうこうっていう話よりはもう少し広い話ではないかということで、一度意見交換をということで今日設けられたという経緯だと理解をしています。今日ここで何かを決めるというよりは、ここで議論したことをそれぞれの部門に持ち帰って、さらにそれぞれの部門の範囲でまた検討するということになるのかなという風に考えています。

今回「政党および政党政治」っていう大きなテーマが付いているんですけれども、政党と政党政治っていうのがイコールでもありイコールでもないというところがありますので、一緒に一括で議論する必要があると思うんですけれども多分政党っていう存在を社会の中とか有権者の中でどう位置づけるかっていうものを抜きに政党政治を議論してしまうと、おそらくまた議論が少し歪むのかなという風にも考えてですね、ちょっとそこは自分の中でも整理ができずに今日はお話をしたいと思います。

現行の国政選挙っていうのは、有権者が個人と政党を選ぶっていう仕組みであるというところで来ていると。一方で地方選挙は、有権者が個人を選ぶ仕組みであるという前提で来ているわけですよね。だから地方選挙の方が、政党という存在はありますけれども、政党というものを選んでいるという自覚が有権者の側にあまりない可能性があるという仕組みですよね。これに対して第３部門は少し政党とか政治グループとか政策ごとのまとまりというものを地方選挙という仕組みの中に入れていこうという議論を現在しているというところなんですね。個人と政党を選ぶ仕組みがそもそも併存しているのが良いのかどうかっていう問題は、選挙の枠組みとか、何が有権者にとっての意味のある選択肢になるのかということとも関わるのかなあというところがありますので、それはそれでそれぞれの部門で議論の対象になりうるのかなと思っています。

結局有権者は何を選択しているのかっていうことをやはり考えざるを得ないのかと思っています。国会とか議会の機能の一つは決定をするということで、これが議決になると多数決ということになるわけですよね。なので必ずそこには数の存在とか、政策のまとまりとか利害のまとまりっていう存在が前提にあるということになる。もう一つの機能は、その前提として本来は討議をするっていう機能があるということですよね。討議をするということは議論をするということでもありますけれども、決定前の議論、決定前に議論をするというよりはむしろ、決定をするための通過儀礼としての議論という側面も国会とか一部の地方議会では強いというところもあって、実は合意形成っていうのが国会とか議会とかの機関としての機能として非常に日本の場合は弱いと。何か決めるとか何かを修正するっていう時も国会や議会の公式の会議の外で大体決まるので、この会議の場っていうところが合意形成の場にはとてもなっていないという問題がそもそもあるということで、決定することと討議をすることというのが本当は一直線でつながって機能しているのが一番本当は、みんなの見える場で機能しているのが一番良いんですけれども、そうなっていないと。

もう一つ現実的な問題としては、国会や議会を経る案件というのは非常に多いという中で、すべてを個々の議員間で討議し合意形成するというのは物理的に無理というところもあり、結論から言えば、討議で合意形成するというのがそもそもできるような体制で、機関運営がされていないという問題は現実的にあると思うんですよね。最終的には、力があるところ、数があるところが物事を主導していくというところで、数の形成基盤っていうのが一体何なのかということをやはり国会・議会を見る上では考えざるを得ないというところで選挙の段階で数の形成基盤の選択まで含めてやるのがおそらく政党とか政党政治みたいな話になってくると思うんですけども、逆にそれが無ければ基盤の形成は選ばれた議員に全部丸投げ状態になってしまうということになるので、実はここのバランス、何を私たちは選んでいるのかっていう時に数の形成基盤とかの部分を選んでいるっていう側面もおそらくあるという風に個人的には思っているということなんですね。

ただ数の問題だけでは駄目で、一方で多様な価値観や考え方を反映するためには、多様なバックグラウンドの人間が居ることとか、議員個人の自由な政治活動の確保も必要というところで、国会・議会の問題を考えると機関とか組織としての国会・議会というものと、議員個人の活動、政治活動というものとが、割と入り乱れてミッ

クスされている部分もあるということで、ここのバランスをちゃんと良い形にした政治活動とか政党のあり方ということを考えたりとか、あるいはそれが望ましいものであるという価値観をちゃんと普及させていくことが有権者の立場から見た時の政党や政党政治というものの前提にあるのではないかなという風に個人的には考えています。

政党をどう考えるかっていう点で言うと、既存政党の存在、あの政党っていう風に言われると色々と批判をしたいと。あるいは問題があるとか、不要論、邪魔であるということをおっしゃる人も当然おられると。結局政党の存在をどう考えるかという時にはこれを無視することはできないけれども、議論の前提として軽視をするということはありうると思うんですよね。軽く考えると。違うもっと自由なところの議論の場を広げていくとか、色んなあり方の議論の方向性があるのかなと思うんですけども、実際問題として個人的には軽視をしたことで何の創造ができるのかっていうことがよく分からないということがあるので、やはり政党の存在というものをある程度重く見た基本的な民主制の枠組みみたいなものをみんなで共有していくというのが大事なのかなと思っています。そういう風に考えると問題は政党が民主制の基盤として機能しているのかどうかと言った時に、ここにおそらく疑問がついてしまうと。特に多数決という意味で言えば数を持っているところが全部押し切れば良いので、それだけ見れば機能しているのかもしれないですけども、多様性とか討議っていう点から考えると、そういうプラットホームに政党間ってなっていない。あるいは場合によっては政党の中がなっていないというところで一つ課題があると思っています。

それから有権者が何を政党とか国会・議会に期待してるかっていうものもそんなにはっきりあるわけでは、おそらく無いのかなと思っているところがあります。だから何を期待しているのかというところも多分人それぞれだったり、党派性とか会派性とか色んな考え方があると。ただ一つ言えることは、やっぱり機能していないんじゃないかなと思っている人は多いんじゃないかということですね。

それからもう一つは政党と言った場合には法律上は国政政党に限定されていると。それは政党を定義するというよりは、下にくっつけてますけども政党助成法とか、あるいは政治資金規正法上の政党っていう定義が国政政党に限定されているというところで、政党っていったものが割とお金の面では限定されて、それ以外の部分では一体その存在が何だということがかなりぼんやりしているということなのかなという風に思っています。そういう中で政党の問題って、法律上どうするかって問題は、これは多分中々微妙な問題があるということは理解はしているんですけれども、政党って組織をどうやって民主的な運営にしていくのかとか、ガバナンスをどう確保するのかっていうことは、大きな課題だろうっていう風には思ってます。政党は誰でも希望すれば、例えば党員になれたりっていうことはありますけれども、じゃあその組織が民主的に運営されてるってどういう状態なのかっていうことは、実は日本の政党を見ていてもよく分からないということがあります。なので、この辺の民主的な運営とかガバナンスっていうのを日本のこの政党スタイルの中でどう確保するのかとか、あるいは仕組みとしてそれを担保するようなものが必要になってくるのかということをきちんと正面から議論することも必要ではないかと思っています。

それから今国政政党に限定されている政党っていう一つの法律上の考え方を、政党助成法をどうするかって議論するときに、国政政党っていう限定で議論して良いのかという問題は当然あるわけですよね。そうすると地方政党とか、ローカル・パーティーと言われるものをどう位置づけるのかっていうことは、これは位置づけられるのかことも含めて議論の対象になるのかなという風に思います。それを考えると結局政党助成金って公費を投入するっていう話になるのでその妥当性とか正当性とか適正性ってどういう風に確保されていくものになるのか、できるのかと。ある種お金を投入する以上はそれの適正性、良いことやってるから払いますっていう話では、これは通らないわけで。そうするとどういう風な担保をする必要が出てくるのかなと。逆に担保してしまうともしかしたら窮屈になったりとか、あるいは活動の、これまではかなり自由だったものが一定の枠組みをかちっと嵌

められるっていう可能性もあって、逆にちょっと難しいものが出てくる可能性も否定できないわけですよね。一方で言い換えるとその時その時の状況で会派とか地域政党ができたり消えたりっていう状況であるとすると、一体何が地域での政策的グループとか政治グループとしての塊なんだろうってのが逆に有権者からするとよくわからないと。何かご都合主義的にも見えてしまうというところがあるので、どこら辺の均衡が良いのかなっていうのは正直私もよくわからないんですけれども、少し検討とかあるいは現実的な問題として仕組みを変えるという側面では考えなきゃいけないのかなと思っています。

それと後もう一つが無所属っていう問題が当然ありまして、それはそれで無所属がいけないっていう議論を多分誰もしていないと思うんですけれども、結局無所属であっても地方議会だと会派を組むとか、国政でも国会では会派になるわけですよね。大きな政党と一緒に会派を組んで会派として活動するってことは当然普通にやっているわけですよね。そうすると政党っていうものがありながら、一方でそれとくっついた形の会派があったりとか、地方議会に行くと一定の考え方を共有している人たちではあると思うんですけれども、政策的なグループだったりとか、議会活動上の会派という存在があると。なので、そういうグループの活動スタイルと政党っていうのが明らかに違うけれども少し共通する基盤もあって動いているという状況があるので、仮に地方議会選挙である種政党とか政策グループってものをベースにした選挙制度を入れていくときに、政党と少し違う政策グループとかいうものが共存していくとすると、そういうものをあまり気にせずに議論して良いのか、それとも少しポイントを整理して議論をする必要があるのかということなども、本当は検討対象かなということを考えております。

ちょっとあまりまとまりがない話なんですけれども、一応以上、話題提供としたいと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは早速中身の議論に入りたいと思いますが、質問でもご意見でも結構です。どなたからでもどうぞ。何でも出していただければ。ちょっと説明の流れで只野さんの方から三木さんがテーマを作っていただいたんですが何かコメントというかありましたらちょっとお願いしたいんですけれども。

只野雅人：実は第２部門の方でも第３部門の話を城倉さんなんかとして紹介をいただいているんですね。第２部門の方は基本的には国会の選挙制度を考えているので国のレベルで政党を見ているところがあるんですけれど、やっぱり地方とのつながりは考えなきゃいけないんじゃないかという話は度々は出ております。考え方は多分二つあると思うんですね。今のところ特に地方で政党が育っていないっていうことが実は国政にも響いているんじゃないか。ヨーロッパなんか見るとすごくそういう感じがするんですよね。ただ他方でやっぱり地方は地方なりの政党のあり方があるんじゃないかっていうところもあって、多分その辺の兼ね合いの中から地方の仕組みって考えていく必要があるかなという感じはしてるんですけれども。第３部門の方ではどんな感じで今議論されてますでしょう。

三木由希子：大山先生に話していただいた方が良いかもしれませんね。

大山礼子：政党を真正面からはあまり議論していないです。それだけれども今おっしゃったように地方に全く自称無所属の塊のような議会があって、実は系列化しているみたいな状態というのはあまり望しくないというのはあるので、もう少しちゃんと「実は政党の人」が表に出てくるような選挙制度の方が望ましいんではないかという感じですね。まだ都道府県議会についてはあまり話をしていませんが、そちらの方は広い意味での比例代表の方が良いんじゃないかということは何となく皆の共通理解になっている。

それから市町村の方は本当に無所属が多くて実際にもあまり政党と関係ない方も多い中で、ちょっと比例代表は無理なので、制限連記制というのを議論しているんですけれども。有権者が何人か選ぶことができれば、「わたしたちの中から選んでください」というような候補者の側の対応を引き出すことができるんじゃないかという、まあその程度。市町村についてはグループ化ですね。そんなところだと思います。

片木淳：ありがとうございました。今の話で都道府県と市町村について違った結論が出る基準というか、根拠は

どういう風に、まあ色々あるんでしょうけど、簡単に言えばどうですか。

三木由希子：簡単に言うと、両方とも大選挙区というか、一つの選挙区っていう風に変えていこうという点で。選挙区が分かれるかどうかもまだ最終結論が出てるわけではないんですけども、都道府県の選挙区は小選挙区から中選挙区、大選挙区と一つの都道府県で混在している状態にある。１人区から最大 13 人の定員がある選挙区がある状況で、異なる選挙制度が同じ都道府県選挙の中で混在している状態は、かなり無理があるっていうところで、そこで比例代表っていう話になっているんですね。一方で市町村に関しては大選挙区制で凄く少ない投票で問題議員が通ってしまうとか色んな問題があるので、それについては大選挙区で一人だけ選ぶというのではなくて制限連記制という形でグループ化を促しながら一つの政策傾向がある人たちを有権者が選べるようなものにしていこうという議論を今しています。都道府県の方に関しては一度議論したんですけれども中々綺麗な結論が出たわけではなく持ち越しになっている部分があるのでそれは次回また議論するということになっています。

片木淳：そうすると県と市町村の人口規模、選挙人の数の大きさみたいな、そういうことが結論を分けてるということになりますかね。

大山礼子：要するに現状における政党化の度合いが全く違うと。都道府県議会はかなりの人が政党を称して選挙に出ていますから比例代表でできると思うんですけど、特に町村議会なんかは政党って全く前面に出てきてないので、そこで「比例代表をします」って言っても多分無理。ということで「じゃあせめて」という程度の話です。

片木淳：そうすると将来的に政党が育ってくれば、だいぶ先の話でしょうけれど、比例が本当は望ましいと。こういう基本的考え方なんでしょうかね。

三木由希子：その辺は議論したことないですね。ただやっぱり市区町村のレベルの選挙になると、議員になるとちょっと政党中心の選挙で括れるような人材供給かなっていうところはありまして、特に、例えば都市部だと一部の市区町村は凄くたくさん候補者が出ますけれども地方に行ってしまうと選挙が成立しないような状況があったりとか、政党中心にも人材供給ができるような状況じゃないところもあったり、一律に括って議論が非常に難しい、政党ベースでの議論が難しいんじゃないかというような気はしています。個人的には。

片木淳：はい、分かりました。わたしばかりしゃべってもあれなんで、何か色々ご議論があれば。

太田光征：第２部門の太田です。一つ論点を提示させていただきたいと思いますけれども、政党と無所属との間の優遇差別関係では、選挙運動だけではなくてやはり選挙制度そのもの、本体においてあるわけですね。というのは国政選挙では無所属というのは比例区に立候補できません。これは経済的、社会的、政治的な立場によって差別してはならないという憲法 14 条に明確に違反している制限選挙規定だと思いますので、この差別はやはりなくしていかなければならないだろうと。そういう意味での無所属に対する配慮をした選挙制度を考えていく必要があるんだろうと思っています。

それから議会の中における議員の機能としては、現在の政党、特に政党というものが全く民意というものを蔑ろにしているという状況の中で、多数派形成を最終的には目指すんですけども民意を反映した多数でなければ困りますので、まずはどうにかして民意を反映してもらいたいということを考えた時に無所属議員の活躍する余地というのは非常に大きいだろうと。例えば沖縄で選出されている議員は無所属の方が多いですよね、現在はですね。このような沖縄の方々が沖縄の民意を国会の中に反映させていく上で非常に重要な働きをするだろうと考えておりますので政党を軽視するのも間違いだと思いますけれども、やはり無所属を軽視するのも同様に間違いだろうと思っております。とりあえず以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。只野さんの方から、今の点について。

只野雅人：ちょっと前回議論した点なんですけれども、憲法問題なのかどうかちょっと微妙なところはあるんですけれども、確かに個人での立候補が難しいっていう問題はあって、色んなハードルがあると思うんですね。たまたま今お手元にいただいている供託金っていうのは非常に大きな問題で特に参議院の場合これは凄く大きい

かなと。候補者を確か 10 人ですか、立てないといけないという仕組みになっていますので、一つはそのハードルを下げていくっていうことなんですけども、どうもやっぱりこれは選挙運動全体の話に波及していくのかなと。今みたいな掲示板を念頭に置くと中々供託金無くせって言いにくいというところもあったりするので、ちょっと大きな話になるかなという印象なんです。

今太田委員の方からもお話いただいたんですけど、第２部門で議論してやっぱり一つは比例代表が良いんじゃないかって何となく方向はある気がするんですけど、もう一つ非常に根強く皆さんから出てくるのが、やっぱり個人を選ぶっていうこともそれなりに大事なんじゃないか。それぞれニュアンスの置き方は違うんですけれどもね。ちょっとそこを組み合わせながら何か良い工夫は無いだろうかということを少し議論していると。そんな状況です。

片木淳：ちょっと私から逆にあれですけど、比例に立候補できないのは憲法違反だっていう違憲訴訟がありましたよね。選挙運動を中心にですね。それで、それはまあ結局政党を育成せないかんという大前提があるから、それで違憲じゃないんだと。そこら辺は本当に平等原則の議論はできるのかな。

太田光征：実は私もそれを論点に選挙無効請求訴訟の形でやってるんですよ。高裁どまりですけれども。判決は例の国会に広い裁量権があるので政党本位を選ぶのは違憲ではないとそういう考え方。

片木淳：裁量権の方か。

太田光征：裁量権って言ってるんです。だから本質的な判断はしていないと思いますよ。差別性についての、そのものを。

片木淳：ただ理屈の世界でよく言われているのは比例代表の選挙制度に変えたのは政党を育成せないかん、さっき只野さんのご説明にあったように政党がなかったら日本国の政治っていうものが成り立っていくのかっていうぐらいまで言っているわけですよね。確かに沖縄の意見を反映するという、それはまあ大事な機能を果たされてると思いますね。明日まあ辺野古の判決が出るわけですけどね。ですが、政党を否定できないとすれば政党を育てるという意味では比例代表制に今日一本の柱にしておかなきゃいけないということですね。そうなると個人選挙を認めたらまたぐちゃぐちゃになる、という理屈が一方にあるわけですよね。そこを突破していかないと中々通らないような気がしますね。それはどうでしょうかね。

太田光征：私ばかりすみません。そこは、工夫次第だと思います。だからこそ私は、中選挙区比例代表併用制なるものを提案している訳です。そこを、皆さんで工夫していけば、見つかるのではないかという立場に立っています。

片木淳：そうすると、今の小選挙区比例代表並立制で小選挙区が片方にあるということを、少し改善していくという議論になるということですかね。

太田光征：その通りです。私が言った意味で無所属に配慮しても、別に政党を軽視するという意味ではありませんで、両方になるべくニュートラルな制度にしましょうという趣旨ですので。政党を育てなくてもいいとか、政党を軽視するとかいう意味合いではない訳ですから。そこは、受け入れられるのではないか思っております。

片木淳：どうぞ、桂さん。

桂協助：最高裁の判決のことは、私は知らないんですけど。本質に踏み込んでいないというお話しでしたけど。本質に踏み込んだ話をするとすれば、無所属が差別されているのではないかという、この次元の問題というのは、国家の機関をどう作っていくかという次元での話だと思います。憲法４４条で言っている政治参加の平等性、差別があってはならないという話が該当するのは、立候補できるかどうか、立候補を制限したりとかというようなことがあってはならないという次元の話だと思います。

太田さんが言われているのは、機関の形成に関わることであって、そこは人権の問題の領域ではないと思います。衆議院をどういう院にしていくか、参議院をどういう院にしていくかというレベルでの話であると思います。

ですから、衆参をどう見るのかというようなレベルの話ですね。衆議院はやはり、ドイツで見ても社会的に見てもすべての国がそうであると思うんですけれども、一院制の国と、二院制の下院というのは、ほとんど例外なく政党を主たる民意のルートにした議院になっているはずだと思います。しかし、上院はそうではないというのがまたほとんどの国だと思います。日本の場合も、参議院については、昔、良識の府と言われて、今でも言われているわけでありますけど。昔は結構良識の府と言えるような状態であったと思うんですよ。その時に、参議院はどういう院であったかと言うと、結構無所属が力を発揮した院だった訳ですよね。そこでは無所属が優勢だったわけですよ。ですから、無所属が軽視されたとか、差別を受けたとかいうことではなかったと。ですから、どういう院を作るのかというところで、政党をどう組み込むか、無所属をどう組み込むかというのが課題になってくるんだと。ですから憲法４４条の問題ではないんだということを私は申し上げたいと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。この問題は、第２部門で引き続きご議論いただいてということで、そのほかご発言があれば、遠慮なく出してください。

大山礼子：お話伺っていて、感想めいたことですけれども。

三木さんのレジュメにも、要するに議員個人の自由な政治活動という話が出ていて、無所属の話もきっとそれと同じだと思うんですが。ちょっと日本がおかしいということを申し上げなくてはいけないんですけれども。国会の審議というのは、本来はいろいろなモード・パターンがあります。例えばイギリスのようにウエストミンスター型ですから、政府対野党の対決モードが主流である国でも、そういう対決型の審議以外に、政党があまり前面に出ないような行政監視をやっていたりとかしているんですね。それをクロスパーティーモードと言ったりします。ところが、日本の国会は、与野党対決、政府対野党対決モードの審議一色になっています。参議院はちょっと違うんですね、調査会とかありますので、ちょっと違う所ありますが、少なくとも衆議院はその一色になっている。というところが、もしかしたら政党じゃなくて、無所属を応援したいというようなところとつながってきているのかも知れない。もしかしたら政党本位になっていても、国会の中でそれと違う審議が模索できるのであれば、実はそんなに問題がないのかもしれない、ということもあるかなと思います。

けれども、もう一つさらに逆に言うと、そういういろいろな審議の仕方をするような国会にしていくためには、選挙制度変えないと、人間を変えていかないと、なかなか難しいこともあるかなという気がしております。

片木淳：それは、どういう風に選挙制度変えると、そういうふうに喧嘩ばかりしないようになるんですか。

大山礼子：小選挙区制じゃない方がいいという程度のことは、直感的に言えるかなと思いますけれども。それ以上は、特に。

田中久雄：第２部門の田中です私も感想めいたことなんですけれども。

無所属議員ということに対して、太田さんとか桂さんはかなり高い評価というか、それなりの日本の政治の社会の中で重要であるという位置づけをされていると思うんですけれども。現実の政治の世界では、無所属はどのような活動をしているのかと。非常に理想的な参議院の昔の緑風会的なイメージでおられるのかも知れませんけれども、緑風会も２～３回やったらほとんど壊滅状態で、大半は自民党に所属替えしたわけですね。現実に今、無所属で当選する議員というのは、党から公認を得られなかったので仕方がないから無所属で出ると、当選したら自民党に入るとか、ほかの党に入ると。それが現実で、無所属で国会議員になっても国会の場で活動する場所が全く無いんですよね。完全な個人というものは、まず委員会の会派のどこに入るのかということも一番最後に残った会派になりますし。委員会の中で、質疑なども会派別に大きい順から時間を取りますから、数分ですよね。２分とか３分ぐらいの質問時間しかないと、そういう状態が現実なんですよね。ですから、無所属議員というのは、政党に入るか、あるいは先ほど話があったように大きな政党と会派を組んで、少しでも活躍の場を確保すると。物理的なことを言えば、控室なども議員数によって割り振りされますから、無所属というのは無所属だけがひとつの部屋で、小さな部屋で集まって、お互いに考え方は一緒ではないわけですけれども、そういう部屋に押

し込まれるということで。現実に無所属議員というのは、国会でほとんど活動をする場が無いんですよね。ですから、高邁な経験豊かな学者的な議員が望ましいし、そういう人が国会で活躍してもらえれば、政党だけで政治力学で行動するのではなくて、ご自分の信念なり、考え方なり、経験なりを踏まえて行動するという、そういう無所属議員をおそらく頭に置いておられると思うけれども、現実には、そういう人というのは、国会に出てこないし。大体公認漏れの人が無所属に出るということで、政党の議員の予備軍みたいなことが現実なんですよね。そういう結論を踏まえて、無所属議員についてどういう扱いをするのかと。私も完全な比例制度にして、無所属の人が出られないというのは、おかしいと思うんですよ。それは、工夫といいますか、フィンランドか何か例えば５千人とかの有権者の数を集めれば比例の中に入れてもらえるとかね。いろいろな比例中心ではあるけれども、無所属の扱いを組み込むというシステムも考えられない訳ではないので。私は、やはり比例中心で人物も選べるという制度が望ましいと思いますけれども。あまり無所属にこだわることが、現実と乖離しているとまでは言わないけど、現実離れしているのではないかという思いがしています。

片木淳：ありがとうございました。太田さん何か反論ありますか。

太田光征：私は必ずしも選挙制度案を考える前提において、無所属候補とか、政党候補の意義を考えている訳ではなくて。説明がしやすいだろうと思いまして、無所属候補の意義を申し上げているんですが。今で言えば、正に沖縄の議員が良く意義を示しているのではないかと思います。あと、東京の参議院の選挙区でも無所属候補が当選していますよね。そのあとで政党議員になったとしても、正にそれはダイナミズムの中で機能を果たしていけば、それはそれで良いのであって。無所属候補から議員になるという回路があるおかげでね、政党に所属するということもできますから。政治の可能性をあまり狭めないという意味で、無所属候補の可能性を排除しないと単にそういう意味で言っているわけで。それから、どうしても国会議員といいますと、国会の中での活動に目が移りますけれども。私はむしろ、国会と外の活動…例えば国会議員が、今で言えば沖縄の高江というところで新たな米軍のヘリパッド、オスプレイパッドを建設しようとしている現場に出向いて活動して、市民と国会をつなぐという、そういう活動が重要だと考えておりまして。そこでは、政党だけではなく、むしろ無所属議員が活躍する余地が高いのではないかと。そういうことを考えても、なるべく無所属議員の可能性を排除しないと。政党議員よりも能力が高いからとか意義が高いからという意味じゃなくて、可能性を排除しない、そして憲法の平等原則になるべく立脚した選挙制度をという、単純な考え方に基づいて、無所属候補に対する配慮ということを一貫して主張しているわけです。そういう大義名分があればこそ、選挙制度改革を議論しやすくなると思います。確かに政党本位という壁に挑戦しているわけですけれども、議論の大義とすればかなり立つという意味では有利だと考えております。

田中久雄：反論ではないんです。太田さんの言われることは、本当によくわかるんです。もう少しその先を考えた場合、むしろ現行制度だと既存の政党というか、大きな政党しか議員が当選できないし、政党助成金でもお金をもらえないという、既存の政党中心でしかも大政党に有利な仕組みになっているんですね。太田さんの議論を先へ伸ばすと、新党というか正に小さな政党の新規参入が可能な仕組み、ハードルが低いシステムと。大きな政党でもダメになったのは退場してしまうというかですね。自由に新党ができて、ある程度の支持率が確保できれば、議員を選べると、そういうような、個人ではなく非常に高邁な考え方とかエネルギッシュな人だったら、一人で政党を興して俺は出るんだという、自分の考え方で支持して欲しいということで、何人か集めて、立候補して、一人しか当選はしないかも知れないけれども。それが容易にね、一人でも当選できるような、今の制度ではほとんど無理ですよね。お金の問題もあるし。選挙制度の問題もあるし。絶えず新しい考え方をリーダーにした、今までと違った時代を切り開くような政党が次々と出てきて、その中で取捨選択されて、国民の求めるものに応えられる政党であれば、どんどん伸びていくというね。そういうもっと闊達な政党活動ができるような政治制度というか、選挙制度というかが求められるのではないかという思いがします。

片木淳：ありがとうございました。

今の話の流れですけれども、政党に対する一般国民の不信というのがものすごく強いと思いますね、今。自民党が天下を取っていますけれども、立派な政党だから選んでいるというよりは、ほかにないから仕方なくという人も結構おりますね。さっきお言葉にありましたように、市民と政党の意思の乖離といいますか、そこら辺の問題もどのように解決していくのか、現行の政党のあり方としてというところも今後の課題になってくるのかなという気がしますけれども。只野さんは６：３０には出られるということで、もし何かありましたら。

只野雅人：なかなか、第２部門の方で方向がうまく詰まっていないですけれど。接点は色々あるような気がするんですね。やっぱり選択肢の問題とか、ハードルの問題とかがあって。太田さんは無所属という形で表現されましたし、田中さんの方は、小さな会派ですかね大政党に吸収できないようなグループみたいなものをイメージされているように思いまして。そこは、十分接点は見つかるような気はするんですね。ただ、今の仕組みはどこかで少し変えていく必要があるだろうと。こういう話になるかなという風に思っております。

片木淳：ありがとうございました。ほかにどうぞ。まだ発言されていない方も含めて、なんでも結構です。

小澤隆一：第２部門に参加していて、いろいろな選挙制度について考えているのですが。やはり、国民が選挙したくなるような選挙制度をベースにしながら、と同時に、立候補する様々な政党あるいは個人も含めてですね、その間の不公正といますか、それがないような選挙制度。そういうものを狙っていった時に、どのあたりで像が結ばれるのかなという、そんなことをいつも気にしながら選挙制度のことを考えております。

先ほど、大山先生がおっしゃった、選ばれたあとの議会がどんな議論をするのかということも含めて、考えなくてはいけない。おっしゃられるように与野党対決型はですね、本当に揚げ足取りになるような議論になる。でも、それで大向こうを張ってですね、議員としての実力がそれでついたんだという見られ方をするという…そういう政治風土が出来上がっているので。それは、功罪両方あるんですが。官僚に全部おんぶに抱っこではなくて、議会の中でちゃんと政策の基本線を練り上げていけるような議論ができるような議会にならないかと。その時には、諸外国でやっているような、議会が集めるような諮問委員会のようなものをもっと充実させていくような。フランスなんかでは、何とか委員会とかやりますよね。そういう議会直属の委員会みたいな諮問委員会みたいなものができないかとか、そんなものも考えなくてはいけないかなと思います。いずれにせよ、そういった議論をしていくような議会をどう作っていくのかというのも、選挙制度で選んだ先の行きつく先として視野に入れないといけないかなとそんな風に思っているんで。なかなか一つの像が、私の頭の中でも結びきれていないですけど。ただ一つのあり方としては、これは政党である以上は政策パッケージみたいなものを、政党としてちゃんと持つ必要がある。もちろん、政党の中にはワンイシュー政党で、パーティですという政党もあってはいけないという訳ではないですけど。やはり国政で政治的にパフォーマンスしようということであるとすると、政党は政策パッケージを国民に対して提示するということが役目になるだろうと。そうすると、やはり政党が政策パッケージを国民に対して提示できるような選挙制度にするということになると、比例代表制的な選挙制度というのがやはり政党が数を出せるので、そうすると、一人の人間があらゆる政策を担う訳にはいかないので、「私は労働政策について強いです」、「私は医療政策」、「私は若者政策」、あるいは「私は外交・安保に強いです」。そういう議員たちをいわばチームとして押し出すことのできるような選挙制度ということになると、これは比例代表のメリットかなと。そんな風なことで、もちろん比例代表ですくい取れない課題というのがある訳ですけれども。そんなことを思い描きながら、選挙制度について考えているという話であります。

片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと時間が押して来ましたので、引き続き各部門においてご議論いただくということにしたいと思います。それでは、各部門におかれましては、中間答申も近づいてきましたので、その内容の詰めを急いでいただいて、政党政治がそれに関連する中で決めなければいけないことは決めていただくと。しかし、時間のかかることはあとに送っていただくということで処理をしていただければよろしいの

ではないかと思います。それでは、よろしければ城倉さんの方から、事務局より中間答申の体裁についてご説明をお願いします。

城倉啓：はい、皆さんにお配りしているものが、三つあります。前回の議事録もありますが、これは承認をいただいております。「中間答申の目次立て」という裏表一枚のもの、それと「見本」と示しております「市町村議会選挙改正案」というものを、まだ未定稿のものですけれどもお出ししております。その説明について申し上げます。尚、日程につきましては、１０月に各部門でそれぞれが中間答申についての部門の決議をしていただき、１１月・１２月と２回の全体審議会を予定しておりまして、１１月の審議会では各部門間であまり矛盾が無いようにすり合わせをいたします。そして、１２月で最終的に決議をすると、そのような予定を描いております。

「中間答申の目次立て」ですけれども、事務局としては「このようなものでどうでしょうか」ということです。表紙が１ページ分あり、目次が１ページまたは２ページで見開きになるかもしれません。大まかに二つに分けまして、一番目に、「公職選挙法改正提言骨子」、これを１ページで、これだけのものを変える改正案があることを示す。そうすると、この部分だけをコピーしても配りやすいという意味です。この考え方に立ちますと、各改正案の要旨を１～２行、または３行まで。あるいは、全部で１ページに収まるようにいたしますので、要旨が非常に短くなってしまいます。最初皆さま方にお伝えしていたのは、要旨の部分が１ページ位としていたんですが、そこに変更を加えておりますので、ぜひご議論いただきたい。例えば、論文集などでも要旨というのは、まあ大体半ページとか、１０行位はありますしね。それを１～２行にするというのは酷だという言い方もあり得るので、是非ここで議論していただきたいと思っております。

そして、今のところの見込みですけれども、改正案が出せるであろうというものを（１）に挙げております。但し（１）の中の１１）と１２）については、方向性のみを示すということ。それと、今後予定している改正提言の項目というのは、１年後２０１７年の１２月の最終提言には載るであろうという意味合いで載せている、予定のものであります。これが改正提言骨子の説明です。

Ⅱ部仕立てになりまして、Ⅱ部の部分は「公職選挙法改正提言本文」で、これは６０ページから７０ページになるかもわかりません。１個ずつの改正案をそれぞれ出すと、その中に（様式３）という風に付けています。裏を見ていただくと、共同代表者会議の中で＜様式３＞でいけるもの、＜様式２＞でいけるものというのを話し合っておりまして、＜様式３＞というのは、具体的な改革提言まで提示する中間答申になる場合というものでございます。これを先に１から１０まで挙げてしまうと。戸別訪問は第１部門、供託金…第１部門、電子メール…第１部門、ローカルマニフェスト…第１部門、選挙運動期間の撤廃又は延長かも知れません…第１部門。立会演説会も第１部門、公費負担も第１部門、８）・９）・１０）が第３部門。そして第２部門に関しましては、方向性のみを示しているので、＜様式２＞を適用して作っていただくと。第２部門が９月にたたき台を只野代表が出しまして、議論する予定です。そこから分量的には拡張されていくかもわかりませんが、今のところ４ページ位かと思っております。このような目次立てで良いかどうかということですね。

尚、「見本」というところの説明に移らせていただきますが。市町村議会選挙改正案というのは、まだ未定稿です。今度の９月２３日の第３部門で、もう少し大山さんに書き加えていただいて、お出しして、揉んで確定するという予定のものですが、皆さんの頭の整理のために見本として煮え切っていないものを出しております。

例えば、先ほど言いました１～２行の要旨というのは、具体的に言うとこうなるであろうと。市区町村選挙に制限連記制を導入するというところで、議員定数２０名までは２名とか、そういったものを書いて２行で収めています。

そして第Ⅱ部に移って、改正提言本文というものには、市区町村選挙に制限連記制導入というのを＜様式３＞に合わせて、現行法の歴史的な経緯というところから、現行法の問題点／改革課題、そして法改正の基本的理念…あるべき姿／めざす目標みたいな形ですね。そして目下の法改正提言・根拠というのを条文も付けて書くとい

うことですね。それで、抜本的法改正が実現した場合の効果と。なぜこういう書き方になるかと言うと、程度問題がある改正がありますね。延長でやるとか、撤廃でやるとか、また、減額でやって後で撤廃するとか、いろいろあり得るのでこのような書き方、これは取捨選択していただきたいと思います。

先ほど若干議論になったので、私はちょっと恐縮しているのは、４ページ立てのところの２ページの下のところの「あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正の内容」というところで、これは私個人の意見が入っています。市区町村選挙における比例代表制の導入はいつかできたらいいなと。地域の政党が育っていって、政党ごとでだんだん出せるようになっていったら、こういうことが良いのではないかと思って書き込んでいますが、先ほど三木代表・大山委員もここはまだあまり議論していないというところですので、未定稿だというところで許していただきたいと思います。大体、以上でございます。よろしくお願いいたします。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは、今の点につきましてなんでもどうぞ。まず最初の「骨子」ですか。１枚目の１～２行ずつというのは、議論してくれということですが。いかがでしょうか。１～２行じゃ短いような気もしますけれども。事務局も３～４行の方がいいと思っているということですか。であれば、そう言っていただければ。

城倉啓：事務局内でも若干議論があったということです。これではあまりに短いのではないかという議論もあったので。

片木淳：じゃあ、書いてみて最終的に体裁見て。ちょっとこれではさびしいねという形になるのか、これだけ項目並んでいますから。

三木由希子：多分ですね、普通の人に読んでもらえるものを作らないと、例えば役所だったら読んでもらえなくても、この人が読んでくれればそれでいいという話で済んでしまいますので、いいんですけれども。この審議会に関して言えば、普通の人が読めるものを作らないとですね、本格的な答申とか報告書は別にしても。骨子がそういうものを想定しているのか、そうじゃないのかによって多分議論する方向が違うのかなと思うんですね。骨子って一般的に言うと、本体は読めないけれども、これを見ると大体わかるという、割と簡単だけれどもポイントだけを並べていますというものをごく簡潔に出すというのが一般的かなと思うので。２行は確かに短いかも知れませんけれども、くどくど書き過ぎると逆に読みにくくなってしまう可能性があるので、ここはあまり欲張らない方がいいんじゃないかと私は思います。

片木淳：そういう趣旨を踏まえて、１～２行これを原案にして書いてみると。あとは出てきたもので、あまりわかりにくいのであれば、のばすというぐらいにしておきましょうか。中身にもよると思いますね。それと、送っていただいて、この市町村議会選挙改正案を読ませていただいて、私も書いてみて気が付いたことですが、現行制度の概要が無いんですね。素人の人が読んで、やっぱり要るかなと。これがないとちょっとわかりにくいなという印象を受けたんですけど。前に要綱や基本が決まっているんですけど、もしできたら入れた方がいいんじゃないかな、概要を。あるいは、現行法の問題点のところに、現行法の概略を少し説明した上でこういう問題点があるというふうにするかですね、中身の変え方でいいと思いますけれども。ちょっとご意見申し上げたいと思います。あとほかにないですか。

三木由希子：わりと用語がですね、一般の人に馴染みがない用語がたくさん出てくると思うんですね。その処理の仕方をですね統一的にしておいた方がいいかなという気はしています。なんか制限連記制とか言われても、何だそれっていう感じだったりですね。そこは、統一的に対応を決めておいた方がいいと思います。

片木淳：どうしますか。注でも入れますか。

三木由希子：注にするか、あるいは別に用語集を付けるかどちらかですよね。用語集作っておくとここでも便利というのはあると思いますけど。

林克明：用語集の方があとあと便利で、いろんな人にも理解しやすいですよね。

三木由希子：ただ、作る人が大変ということがありますよね。

片木淳：じゃあ、よろしいですか皆さん。簡単な用語集を、素人にわかりにくそうなものはまとめていくと。

城倉啓：はい、それで全然問題ないんですが。できれば、担当してくださっている方が、ご自分の用語を説明するという風にしてもらえると、事務局としてはとても助かります。あとは、足し算してガチャッとアイウエオ順に並べるだけというぐらいにしてもらえると助かります。

大山礼子：用語集もいいと思いますけど。最初の骨子のところだけ読んだ人も、やはり多少わからないといけないかなと思うので。やはり、２行では無理なんじゃないかという気がします。だから例えば、一人が何人選べる制限連記制とかもう少し書き足さないと、そこだけ読んでもわからない。それから効果も、ここが効果のツボですみたいなことも骨子に書きたいですよね。こういう効果が望めますということを簡単に。そうすると、３～４行要るかなという感じがしました。

田中久雄：この骨子だとなんだか目次みたいな感じでね。大抵この種の報告書というのは、本文をみんな読まないのでね。要約の、この骨子と書かれているもので理解しようとして、それだけでわかったよと。関心のあるものは、本文を読むかも知れないけど。大体そういう方が多いですよね。しかも一般の方が理解しやすいようにということであれば、むしろ骨子の中に少なくともこういう理由だからとか、こういう目的でとかね、こういう趣旨でとかね、こういう効果があるとかね、それだから、これを解禁しますよとか撤廃しますとか、その何々だからという、何々を目的として、この方向のためにこういうことが必要なんだということが文章の中でやはり出るようなことがね簡単であっても、何行になるかわからないですけどね、そういうものの方がいいんじゃないかという感じがしましたけど。

片木淳：じゃあ、方針を変えて、骨子１～２行というよりは、要約にしようと。大山委員の方からもご発言あったようにね。５～６行になるか、その位伸ばして。注でも付けて用語集見たら書いてあるよとか、あるいは効果は書き込むとか、工夫して。それだけ読んだら普通の人はわかると。ただ、これはとりプロの方で国会で改正させる時にどこをやるんだということになるから、詳しいものも欲しいわけです。現行法の公選法でこうなっている何条をこう変えるというふうに持って行かないとですね。だから、後ろももちろん要るんだろうとは思うんですけどね。

三木由希子：一点、提案なんですけど。骨子の方は、提言、要綱というかそちらの方のそのまま項目が来るという形になっていますけど。多分、骨子なので、「選挙運動の自由化」とかですね、何か大きなテーマをつけてそこにこういう項目をぶら下げていますよとか、少しそういう整理をしてもいいのかも知れないですね。そこで少し付け加えると。だから、要は何のコンセプトでこんな話しているのというのがまずわかると。その具体的な内容として例えば戸別訪問の解禁とかそういうのがありますとか。地方の政治を変えるためには、地方議会の選挙制度を変えないといけませんというように。少し大きな目標みたいなものをポンポンと出して、その下にぶら下がるものとしてこういうものがありますと言う位まで少し編集してもいいんじゃないかなという気はしています。だから、そこで更に少し説明がもしかしたら、１～２行じゃ足りないので、３～４行になるのか、５～６行になるのかわからないですけど、多分それくらいちょっと編集していいんじゃないかなという気はしています。

片木淳：そうですね、実際書いていくと、ダブるんです。同じようなことを書かなくてはいけないというケースが私の第１部門の関係であるんですね。そういうのは、まとめて書いて小さな見出しみたいな感じになる可能性もありますよね。じゃあ大体雰囲気は皆さんよろしいようですので。そんな感じで、結論的には要約版にちょっと変わると。もう少し丁寧に説明して書くと、ですから１テーマは５～６行までは伸びるかも知れないということでしょうかね。これでよろしいでしょうか。では、時間が５分程経過しましたので、今日はこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。